

宮崎県地域医療支援機構広報誌制作業務委託企画提案競技実施要領

1 目的

この要領は、宮崎県地域医療支援機構広報誌制作業務に関する企画提案競技の実施について、必要な事項を定める。

2 委託業務の内容

委託する業務の内容は、別添の宮崎県地域医療支援機構広報誌制作業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

3 委託期間

契約の締結日から平成32年3月31日（火）まで

4 委託業務の経費

2,343,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

※この金額は、契約額を示すものではなく、業務内容の規模を示すためのものである。

※契約額については、契約締結候補者として決定後の委託業務に関する協議の中で、決定することとなる。

※委託料の支払は、精算払とする。

5 参加資格

本企画提案競技に参加する者は、以下に掲げる要件の全てを満たしている者とする。

- (1) 宮崎県内に主たる事務所又は事業所を有する法人とする。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年告示第93号）第2条に規定する入札参加資格を有する者（契約締結までに取得見込である者を含む。）のうち、「サービス（役務の提供）」に登録し、委託仕様書の内容を理解し、これを確実に履行することができる者であること。
- (4) 本業務の実施について、県からの求めに応じて即時に協議等に対応できる体制を整えていること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第2項に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条第4号に規定する暴力団関係者でないこと。
- (7) 参加申込書の提出の日から契約締結候補者を選定するまでの間に、宮崎県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
- (8) 過去に地域医療に関する取材等を行い、広報誌等の情報媒体を制作した実績があること。

6 スケジュール（予定）

- | | |
|----------------|--------------|
| (1) 実施公告 | 令和元年8月1日（木） |
| (2) 質問書受付期限 | 令和元年8月23日（金） |
| (3) 企画提案書等提出期限 | 令和元年8月30日（金） |
| (4) 審査結果通知 | 令和元年9月上旬 |
| (5) 業務委託契約 | 令和元年9月中旬 |

7 企画提案競技の方法

書類審査による企画提案競技方式とする。本企画提案競技に参加を希望する者は、以下のとおり、企画提案書等を提出すること。

(1) 企画提案書等の提出

仕様書の内容を踏まえ、次のア～オの企画提案書を作成し、5部（正本1部、副本4部）提出すること。企画提案書等は、A4版で1冊（左側2箇所ホッチキス止め）にまとめて作成すること。

なお、内容に合わせて、各様式の記入欄の大きさを適宜調整又は別葉にするなどして調整すること。その際には、項目番号や事項名等を記載し、どの部分の記載なのかを分かるようにすること。

ア 応募書【様式第1号】

イ 応募者の概要を説明する書類【様式第2号】

ウ 企画提案書【様式第3号】

エ 応募者の業務実績等を説明する書類【様式第4号】

オ 見積書

(2) 留意事項

① 提出された企画提案書等は、提出後内容を変更できない。

② 企画提案書を郵送した時には、その旨を本実施要領の12の問い合わせ先まで連絡すること。

(3) 提出期限・提出先・提出方法

① 提出期限：令和元年8月30日（金）午後5時必着

② 提出先：本要領「12 問い合わせ先及び方法」を参照すること。

③ 提出方法：持参又は郵送（書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。）

8 審査及び委託先の決定方法

書類審査による企画提案競技方式とし、提出された企画提案について、次のとおり審査を行い、最も優れた提案を選定する。

(1) 審査

ア 審査委員会

企画提案の審査は、審査委員会において審査する。

イ 審査手順

提出された企画提案書等を審査し、評価点の合計が最も高い提案を採用する。

ウ 審査基準

別紙「審査基準書」のとおり。

(2) 選定結果の通知

選定結果については、採択・不採択にかかわらず通知する。

(3) 契約の締結等

① 上記（1）イの審査手順により選定され最も優れた提案を行った提案者を契約締結候補者として、委託業務に関して必要な協議を行う（その際、企画提案書の内容は、協議の上変更する場合がある。）ものとし、協議が合意に至った場合は、本委託業務の契約の手続を行う。

② 契約締結候補者との協議が整わず契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約する。

③ 契約については、地方自治法施行令第167条第1項第2号の規定（性質又は目的が競争入札に適しないものとするとき）により、予算の範囲内で随意契約を行うもの

とする。

- ④ 契約保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県財務規則第2号）第101条の規定に基づき、契約額の10パーセント以上とし、契約前に納付し、業務を遂行し検査に合格した後、契約保証金を全額返還する。なお、業務受託者が過去2年間の間に国又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときは、契約保証金を免除する。

9 提案の効力

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- ア 提案に参加する資格のない者が提案したとき
- イ 所定の日時及び場所に提案書を提出しないとき
- ウ 同一人が二件以上の提案をしたとき
- エ 提案に関してその他不正の行為があったとき
- オ 見積書の金額、氏名、印影又は重要な文字の誤脱した、又は不明な提案をしたとき
- カ その他、指示した事項及び企画提案協議に関する条件に違反したとき

10 著作権

- (1) 今回作成する著作物の一切の著作権については、県に帰属することとし、県で別途発注する印刷物等（他業者が作成する場合を含む。）において使用できるものとする。
- (2) 企画提案書の著作権は、提案者に帰属する。

11 その他

- (1) 本企画提案競技及び本業務委託を通じて、著作権法等の法令を遵守すること。
- (2) 企画提案に要する一切の費用は、本企画提案に参加する者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (4) 提出された企画提案書等は、提案者に無断で本企画提案競技以外の目的に使用しない。

12 問い合わせ先及び方法

- (1) 問い合わせ先

〒880-8501

宮崎市橘通東2丁目10番1号

宮崎県 福祉保健部 医療薬務課 医師確保担当 藤元

T E L : 0985 (26) 7451

F A X : 0985 (32) 4458

E-mail : ishishohei@pref.miyazaki.lg.jp

- (2) 企画提案競技に係る質問

本企画提案競技について質問がある場合は、「宮崎県地域医療支援機構業務委託企画提案競技に係る質問書」【別記様式】を、上記6の期限までに上記問い合わせ先へ F A X 又は電子メールで提出すること。

質問への回答は、原則として受理した日の翌日から起算して3日以内に質問者へ電子メールで行うこととする。

宮崎県地域医療支援機構広報誌制作業務委託仕様書

1 業務の目的

医師確保及び医師の地域偏在解消に取り組む「宮崎県地域医療支援機構」（以下「機構」という。）の広報誌を制作し、県内外に向けて効果的な情報発信を行うことで、医師確保につなげることを目的とする。

2 委託業務の内容

本業務は、医師、初期・後期研修医、医学生及び医学部志望の高校生を対象とし、本県で地域医療を支える医師、機構が取り組む医師確保対策等を掲載した広報誌の制作である。

広報誌の制作に当たっては、機構の医師確保対策の状況、新臨床研修医制度、専門医制度、本県の医療提供体制の状況、医師のキャリア形成等、医師の確保対策の検討に必要な知識・制度の熟知が必要であり、これらの知識等を踏まえた企画、取材、記事作成する能力が必須となる。

当業務は、企画、取材、記事作成のほか、広報誌デザイン構成、製版、印刷、梱包及び宮崎県地域医療支援機構ウェブサイト掲載用電子データの制作の業務も含まれる。

- (1) 発行回数 1回（機構広報誌第13号）
- (2) 発行部数 4,000部程度
- (3) 規格 A4、フルカラー、全20頁程度、コート紙
- (4) 掲載内容

次の①から⑥までの内容を基本とし、構成等の企画は、受注者がその原案を作成し、それに基づいて県と受注者が協議の上、制作を行うこととする。詳細は、これまでに発行した広報誌を参照とすること。

- ① 表紙（1ページ）
 - ② 目次（1ページ）
 - ③ 医師インタビュー（3～4人を想定、計11ページ）
 - ④ 病院紹介（4ページ）
 - ⑤ 編集後記（2ページ）
 - ⑥ 裏表紙（1ページ）
- (5) 機構ウェブサイト掲載用電子データの制作
機構ウェブサイトによる情報発信をスムーズに行えるようウェブサイト保守管理委託業者の指示に従い、業務を遂行すること。

3 委託期間

契約締結日から平成32年3月31日までとする。

4 成果品

配布用のほか、実績報告書用として電子媒体及び製本版にして1部提出する。

5 成果品の提出期限

次の表の区分に応じて、提出するものとする。

成果品等	提出期限
機構広報誌第13号及び業務の成果に関する報告書	平成32年3月31日

6 その他

本仕様書に明記のない事項については双方協議の上、決定する。